

平成21年2月

取調べの録音・録画の試行についての検証結果

最高検察庁

## 目 次

第1	はじめに	1
第2	本格試行結果の概要	1
1	実施件数等	1
2	録音・録画を実施しなかった事件の概要	3
第3	録音・録画と任意性の立証	3
1	任意性が争われた件数等	3
2	任意性立証に要した審理時間	4
3	DVDの任意性立証の証拠としての有用性	5
4	任意性に関する争点を解消する効果	6
第4	録音・録画と共犯者の検察官調書の特信状況の立証との関係	7
第5	録音・録画と自白の信用性の立証との関係	8
第6	録音・録画の実施上の問題点	9
1	録音録画を実施しなかった事件	9
(1)	取調べの真相解明機能が害されるおそれがあることなどから実施しなかった事件	9
(2)	録音・録画の実施に障害があるため実施しなかった事件	10
2	被疑者が録音・録画を拒否したため実施しなかった事件	11
(1)	拒否の件数及び割合	11
(2)	拒否の理由	11
(3)	拒否理由の分析	12
(4)	拒否の数量的分析	13
3	録音・録画を実施した事件における供述内容の変化	13
(1)	供述内容が変化した件数及び割合	13
(2)	供述内容の変化の内訳	13
4	録音・録画の取調べの真相解明機能に及ぼす影響	15
第7	裁判員裁判の下における録音・録画の在り方	15
別紙1	取調べの録音・録画の本格試行指針	
別紙2	自白の任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における審理状況	
別紙3	任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断	
別紙4	特信状況の判断のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断	
別紙5	自白の信用性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断	
別紙6	取調べの録音・録画の概要	

## 第1 はじめに

最高検察庁は、平成18年5月9日、裁判員裁判において、検察官が、自白の任意性に関し、事案や証拠関係等に応じ、刑事裁判になじみの薄い裁判員にも分かりやすく、迅速かつ的確な立証を遂げるための立証方策の検討の一環として、裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件について、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を行うことについて、試行することとした旨を発表した【注1】。その後、同年8月から、東京地方検察庁において試行を開始し、順次、試行実施庁を拡大して、平成19年12月末までに、全国で170件の被疑者の取調べの録音・録画（以下「録音・録画」という。）が実施された。最高検察庁は、この170件について検証を行い、平成20年3月、その結果を公表した。

そして、同年1月以降も、全国の地方検察庁で録音・録画の試行を続け、同年3月28日、最高検察庁は、「取調べの録音・録画の本格試行指針」（別紙1、以下「本格試行指針」という。）を定め、同年4月1日以降に事件送致を受けた裁判員裁判対象事件について、原則として、録音・録画を実施することとした。

最高検察庁は、本格試行指針に基づき実施した録音・録画を中心に、自白の任意性等の効果的・効率的な立証方策としての有用性の有無・程度、その実施上の問題点等について、録音・録画に係る記録媒体（以下「DVD」という。）を見分するとともに、判決書、供述調書等の資料の検討、担当者からの聞き取り等を行って、これまでの試行の結果を検証し、それを踏まえ、裁判員裁判の下における録音・録画の在り方について考察した【注2】。

【注1】裁判員裁判における自白の任意性の有無についての判断は、訴訟手続に関する事項であるから裁判官のみが行うこととされているが、裁判員が関与する自白の信用性についての判断と密接に関連する場合が多いため、通常は、任意性に関する証拠調べも裁判員が出席する公判廷において行われることになると思われることなどに照らし、検察官は、効果的・効率的な任意性の立証を行い、その立証責任を適切に果たさなければならない。

【注2】録音・録画の試行のうち、平成20年3月31日以前に事件送致を受けた事件について録音・録画を実施したものを「旧試行」、同年4月1日以降に事件送致を受けた事件について実施したものを「本格試行」という。

## 第2 本格試行結果の概要

本格試行の実施方法等は、本格試行指針のとおりである。

### 1 実施件数等

平成20年4月から同年12月までに、全国の地方検察庁が事件送致を受けた裁判員裁判対象事件は3,188件であったところ、同月末の時点で未だ捜査中のため録音・録画を実施するかどうかが決まっていない事件が148件あった。

その余の3, 040件の中には、先に送致を受けていた事件の捜査の過程で、その事件と関連性のある余罪についても録音・録画の対象とされていたため、後に送致された当該余罪に係る事件の捜査の過程では録音・録画を実施しなかったもの等（実質的には録音・録画がなされていると言い得るもの）が8件あった【注1】。また、不起訴等とした事件（1, 128件）【注2】及び被疑者から自白が得られなかった事件（228件）のように、裁判員裁判において自白の任意性の立証に備える必要のないものがあつた。これらを除いた、捜査段階で録音・録画の対象となり得る事件は、1, 676件であつた。

この1, 676件のうち、本格試行指針に基づき録音・録画を実施したものは、1, 512件（90%）、実施しなかったものは164件（10%）であつた【注3】。

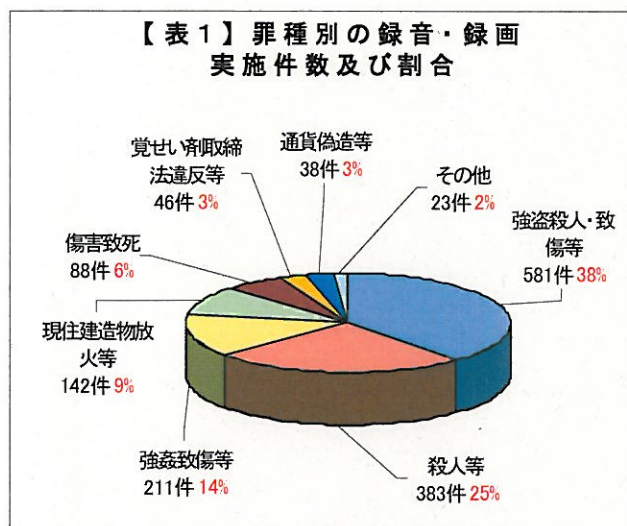
録音・録画を実施した事件の罪種別内訳は表1【注4】、月別の実施状況は表2のとおりである【注5】。

また、実施した録音・録画の平均収録時間は約29分であつた。

【注1】これらは、例えば、複数の連続強盗致傷事件において、当初の勾留事実の捜査の中で、一連の犯行に関して録音・録画していたため、後に送致された事実に関しては、重ねて録音・録画を実施しなかったものなどである。

【注2】これは、少年事件であつて、犯行の結果・態様等やそれまでの非行歴等にかんがみ、検察官が刑事処分相当以外の意見を付して家庭裁判所に送致した事件（234件）、裁判員裁判対象事件以外の罪名で起訴した事件（680件）及び不起訴とした事件（214件）である。

【注3】パーセント表示は、表示されている末尾の位の次の位を四捨五入した後の数値である。以下同じ。



【注4】「強盗殺人・致傷等」には、強盗強姦、各罪の未遂等を含む。

「殺人等」には、現住建造物等放火・殺人、各罪の未遂等を含む。

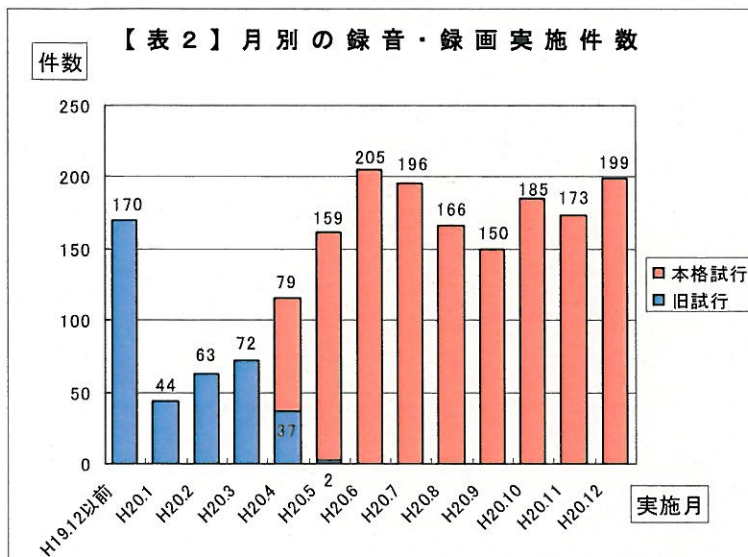
「強姦致傷等」には、強制わいせつ致傷、集団強姦致傷等を含む。

「現住建造物等放火等」には、同未遂を含む。

「覚せい剤取締法違反等」には、麻薬特例法違反を含む。

「通貨偽造等」には、偽造通貨行使、偽造通貨輸入を含む。

「その他」は、危険運転致死、爆発物取締法罰則違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反等である。



【注5】実施件数は、被疑者の数を基準に計上した。一人の被疑者について、同一事実による勾留中に複数回録音・録画を実施したのもあるので、実施回数にすると1, 577回となる。

## 2 録音・録画を実施しなかった事件の概要

録音・録画を実施しなかった164件の理由別内訳は、表3のとおりであり、①被疑者が録音・録画を拒否したことから実施しなかったものが98件(60%)、②組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障が生じるおそれ等があったものが28件(17%)、③外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害があったものが38件(23%)あった。

【表3】録音・録画を実施しなかった事件の理由別内訳		件数
実施しなかった理由		
①	被疑者が録音・録画を拒否した。	98(60%)
②	組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障が生じるおそれ等があった。	28(17%)
③	外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害があった。	38(23%)

【注】録音・録画を実施しなかった事件については、第6・1参照

## 第3 録音・録画と任意性の立証

### 1 任意性が争われた件数等

録音・録画の本格試行を始めた平成20年4月から同年12月までの9か月間に、地方裁判所で判決が宣告された裁判員裁判対象事件は1, 569件であり、その中

で任意性が争われたものは60件（3.8%）、そのうち任意性に疑いありとして自白調書の証拠調請求が却下された件数は5件であった【注】。

なお、平成17年1月から平成20年12月までの4年間に、地方裁判所で判決が宣告された裁判員裁判対象事件は10,225件であり、その中で任意性が争われたものは345件（3.4%）、そのうち任意性に疑いありとして自白調書の証拠調請求が却下された件数は25件であった（表4）。

【表4】 任意性が争われた供述調書等の却下決定数等					
年	①裁判員裁判対象事件数	②任意性が争われた事件数	③任意性が争われた事件数の割合 (②÷①)	④任意性が争われた供述調書等の却下決定数 (うち一部採用・一部却下)	⑤却下決定率 (④÷②)
H17	3014	119	3.9%	3(1)	2.5%
H18	2683	75	2.8%	5(0)	6.7%
H19	2339	70	3.0%	10(1)	14.3%
H20	2189	81	3.7%	7(2)	8.8%
合計	10225	345	3.4%	25(4)	7.2%

【注】平成20年4月から同年12月までに地方裁判所で判決の宣告があった事件で任意性が争われたものは60件、その中で録音・録画が実施されていたものは17件であった。そのうちDVDを立証に用いたものは7件である。DVDを任意性の立証に用いなかった10件について、その理由を調査したところ、自白調書を用いなくても犯罪事実の立証が可能であり、審理促進を図る観点から、これを撤回したため（2件）、弁護人が任意性に関する主張を撤回したため（1件）、任意性の立証は被告人質問で十分であると判断したため（2件）、取調官の証人尋問による方がより効果的な立証を行い得ると判断したため（5件）であった。

## 2 任意性立証に要した審理時間

DVDは、旧試行分と併せて、平成20年12月末までに、16件の事件で、自白調書の任意性を立証するための証拠として取り調べられている。それらの事件において、任意性を立証するために取り調べられたDVD以外の証拠の有無及び任意性立証に要した時間等を取りまとめたのが、別紙2「自白の任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における審理状況」である。

この16件について、任意性立証のために取り調べられた証拠（被告人質問を除く。）を見ると、DVDの証拠調べだけが行われたものが6件（別紙2No.8, 9, 13～16）、DVDに加えて、弁護人と被告人の接見状況一覧表など、その取調べが短時間で終了する書証の証拠調べが行われたものが6件（同No.3, 6, 7, 10～12）ある。これらDVD及び書証を中心とした立証が行われた12件における立証時間の平均は、28分であり、最も短時間で立証を終えたものは10分であった。

このほかの4件については、DVDに加えて取調警察官の証人尋問等が実施され、これに対する弁護人の反対尋問を含めた審理時間は平均約3時間であった。この4件についての任意性立証のための審理時間は、従来の公判実務に照らすと特に長いものとはいえないように思われる。

これらのことから、一般的に、DVDを任意性立証に用いることにより、その立証の効率化・迅速化を図ることができるといえよう。

### 3 DVDの任意性立証の証拠としての有用性

2で記載したとおり、これまで任意性の有無の判断のためにDVDが取り調べられた事件は16件あり、そのうち任意性についての裁判所の判断が示されたのは15件である（別紙3「任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断」）。そのうち、任意性を認めたものは14件、任意性を否定したものは1件であり、またこれら15件のうち、証拠決定又は判決書において、任意性の判断におけるDVDの有用性に言及しているものは、6件（別紙3No.1, 3, 4, 7, 10, 12）である。

例えば、別紙3No.1の事件で、東京高裁平成20年6月30日判決（公刊物未掲載）は、「DVDに録音・録画された供述内容は、否認から自白に転じた理由やその際の心情等について、簡潔ではあるが、何ら誘導されることなく自らの言葉で供述しているものであることなどにかんがみれば、DVDに録音・録画された供述状況は、その前後に録取された当該検察官調書における自白の任意性を認めるべき証拠に当たるといふべきである。」と判示して自白調書の任意性を認めた。

また、同No.4の事件で、宮崎地裁延岡支部平成20年11月12日判決（公刊物未掲載）は、「（警察官）の証言及び録音・録画状況等報告書（DVDを添付した捜査報告書）によれば、弁護人及び被告人が指摘するような自白の任意性を疑わせる事情はなく、被告人は、虚偽を述べてもそのことがすぐに判明するであろうとの思いや、反省悔悟の念から、平成19年6月3日に取調べを受け始めて間もなく自白し、その後の検察官の取調べにおいても自白を維持したものであり、被告人の捜査段階における自白は任意になされたものであると認められる。」と判示して自白調書の任意性を認めた。

また、同No.12の事件で、神戸地裁平成20年8月7日判決（公刊物未掲載）は、「（被告人の自白調書）作成時の読み聞けや署名押印の状況に照らしても、（これ）に任意性に疑いを容れるような事情は窺われず、その任意性は優に認められる。」と判示し、同表No.7及びNo.10の事件の各裁判所も、証拠採用決定理由書等で、DVDによって認められる検察官の取調べ状況等から自白調書の任意性が認められる旨述べている。

さらに、任意性を否定した決定であるが、同No.3の大阪地裁平成19年11月14日決定（判例タイムズ1268号85頁）は、「本件DVDで撮影された取調べ状

況を前提とする限り、上記検察官調書の作成段階においても、検察官は、被告人が、調書の読み聞かせ及び閲読によってもその内容を正しく理解することが困難な状態にあり、被暗示性が高いか、又は迎合的になりがちであることを認識しながら、被告人に対し、自己の意に沿うような供述を誘導ないし誤導し、被告人に不利な内容の供述を押し付けるという取調べをしたのではないかとの疑いは払拭できない。」と判示し、DVDの内容を詳しく検討し、それだけで自白調書の任意性を否定した。

上記各事件のDVDについて、最高検察庁においてその内容を見分したところ、被告人が、自白に至る経緯や自白した心境等を率直に供述している状況、被告人が検察官調書の内容を確認するなどしている状況、警察官の取調べを受けたことについて供述している状況、検察官が被告人の供述に対応する状況等を明確に看取でき、いずれも、上記判決等のDVDに対する評価を裏付ける内容であると認められた。

なお、上記以外の9件（同No. 2, 5, 6, 8, 9, 11, 13, 14, 16）では、裁判所がDVDの内容に触れないまま任意性を認める旨の判断を示しているが、それらの各事件のDVDについて、最高検察庁において見分したところ、いずれも、被告人が、自らの言葉で犯行を供述する状況、自白した経緯等を供述する状況、警察官に供述を強要等されたものではない旨を供述する状況等を明確に看取することができ、弁護人の違法・不当な取調べがなされた旨の主張を排斥し得る内容となっていると判断された。したがって、裁判所がDVDには触れないまま任意性を認めたこれら各事件においても、当該各DVDは、任意性を立証する上で有用であったものと推測される。

以上から、DVDは、一般的に、検察官にとって有利であるか不利であるかを問わず、自白の任意性を立証する上で有用な証拠となり得るものと認められた。

#### 4 任意性に関する争点を解消する効果

DVDは、刑訴法316条の15第1項7号の「供述録取書等」に該当する類型証拠として、幅広く開示されているところ【注1】、同号による開示以前の段階で、既に被告人の自白調書の任意性を争う旨の主張を明らかにしていた弁護人が、DVDの開示を受けた後、その主張を撤回したものが11件報告されている【注2】。

また、任意性が争点となり、公判廷でDVDが取り調べられた後に実施された被告人質問において、被告人が、DVDの内容に反する供述ができず、事実上、被告人が任意性を認める旨の供述に変わったという事例も報告されている。

このように、これまでの試行方法に基づく録音・録画は、一定程度任意性の争点を解消する効果があると認められる。

【注1】 検察官が被告人の自白調書を証拠調請求している事件について、弁護人から類型証拠開示請求があったものについては、これに応じている。

【注2】 本文の11件の事例は、弁護人がDVDの類型証拠としての証拠開示以前に任意性を争う旨の主張を明らかにしていた場合である。公判前整理手続は、検察官がその証明予



定事実を立証するために必要な証拠の証拠調請求を行い、その証拠開示を受けた弁護人が、更に、開示を受けた証拠の証明力を判断するため重要と認められる一定の種類の証拠（類型証拠）の開示を受け、その検討を踏まえて、公判においてすることを予定している主張があれば、これを公判前整理手続で明示しなければならないこととされている。そのため、検察官から類型証拠としてDVDの開示を受けた時点においては、弁護人において、任意性に関して予定する主張があっても、これを明らかにしていないことが多い。したがって、弁護人が任意性に関して主張することを検討していたにもかかわらず、DVDを類型証拠として開示されたことにより、その主張を断念した事例は上記の11件以外にもあった可能性がある。

#### 第4 録音・録画と共犯者の検察官調書の特信状況の立証との関係

1 共犯事件において、証人として出廷した共犯者が、捜査段階に作成された検察官調書に記載されている供述と相反する証言を行った場合、検察官調書を刑法321条1項2号書面として証拠調請求するに当たって、検察官は、証言よりも検察官調書に記載されている供述を信用すべき特別の状況（以下「特信状況」という。）があることを立証する必要がある。特信状況の存否については、多くの場合、「捜査官に供述を押し付けられた。」、「供述していないことが調書に記載されている。」など、取調べの外形的状況や調書作成手続に関わる事項が争点となり、自白の任意性が争われる場合と同様の判断が求められるので、特信状況についても、効果的・効率的な立証を行う必要がある。そこで、検察は特信状況についてもDVDによる立証を試みた。

2 検察官が共犯者の供述調書の特信状況を立証するためDVDの証拠調請求をし、その取調べがなされた事件は、平成20年12月末までに3件あった（別紙4「特信状況の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断」）。

この中の2件については、その証拠採用決定等において、DVDが特信状況の判断の資料とされたことが明示されている。すなわち、別紙4No.1の事件で裁判所は、特信状況を肯定した証拠採用決定の中で、DVDの内容につき、「検察官に対し尋ねられていない事項についてもみずから進んで供述していること、検察官の発問に対して、しばしば相づちを打ち、時には大きく頷くなどの様子を見せ、また特に言い淀むことなく返答していること、自白するに至った心境について、訥訥と供述しているが、予め準備している様子は窺えないこと」などを指摘し、結論として、「これ（DVD）のみでも録画されている供述が任意になされたものであることは十分に感得できるのであって、有用であるということが出来る。」と判示した上、他の証拠を併せ考慮して特信状況を認めた。また、同No.2の事件で、裁判所は、共犯者の検察官調書の証拠採用決定の際には、特信状況を認めた理由について言及していなかったが、判決書の中では、「（共犯者の）取調べの状況を録音録画したDVDによれば、（共犯者が）捜査段階において真摯に供述していたことが推認される。」と判示

した上、他の証拠を併せ考慮して共犯者の捜査段階の供述が信用できるものである旨述べている。

最高検察庁においてこれらのDVDを見分したところ、DVDに録画されている被疑者の表情、声の様子、挙動等や検察官の質問に対する応答状況などから、任意かつ自発的に供述していることが十分に感得できるものであった。

- 3 このようにDVDは、一般的に、特信状況を立証するためにも有用な証拠となり得るものと認められる。

## 第5 録音・録画と自白の信用性の立証との関係

- 1 自白の任意性は争われず、自白の信用性のみが争われる事件の中には、取調べの外形的状況や調書作成手続に関わる事項が争点となる場合がある。その場合には、自白の任意性が争われる場合と同様の判断が求められ、実質的には任意性に関する争いであるので、DVDによる立証を試みた。

検察官が自白調書について信用性を立証するためDVDの証拠調請求をし、その取調べがなされた事件は、平成20年12月末までに4件あった（別紙5「自白の信用性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断」No.1～3, 6（ただし、No.1の事件は実質的に任意性を争っているとは認め難い。）。これらは、弁護人から、自白の信用性を争う理由の一つとして、捜査官によって違法・不当な取調べが行われたという趣旨の主張がなされたものである。

また、自白の信用性が争われた事件で、弁護人のみからDVDの証拠調請求がなされたものが2件あったが（同No.4及び5）、違法・不当な取調べがなされたとの主張を含むものではなかったため、検察官は証拠調請求を行わなかった。

### 2 裁判所の評価等

- (1) 上記6件のうち、5件（同No.1～5）については既に判決が宣告され、そのうち4件については、判決理由において自白の信用性評価に当たってDVDの内容に言及されている（同No.1～3, 5。なお、No.4については、行為の客観状況等から確定的殺意が認定されているが、DVDが信用性判断にどのように利用されたかについては判決中で触れられていない。）。
- (2) このうち3件（同No.2, 3, 5）について、裁判所は、被告人の自白につき、客観証拠その他の証拠と整合し、自然かつ合理的なものであるとしつつ、DVDの内容から、供述調書の読み聞かせ手続が適正に行われ、被告人がその内容を十分に確認しつつ、署名・指印していることが明らかであるなどとして、弁護人の各主張を排斥し、自白の信用性を認めた。
- (3) これに対し、No.1の事件では、自白の信用性を否定し、強盗殺人罪の起訴事実を排し、殺人罪を認定している。DVDについても、「（強盗殺人の犯意を認める捜査段階の）供述の信用性の裏付けになると見るのは困難である。」と判示した。

### 3 検討

自白の内容が真実であるか否かすなわち信用性があるか否かは、供述の裏付けの有無、客観的証拠その他の証拠との整合性、供述内容の合理性、自ら体験したのであれば当然供述すべき重要な事項が欠けていないか等を総合して判断されるべきものである。自白の信用性の判断に当たりDVDの内容に言及した上記4件の判決においても、自白の信用性に関しては、自白の内容自体が客観証拠その他の証拠と整合するか、前後の状況に照らし自然かつ合理的なものかといった観点から判断が行われ、DVDについては、違法・不当な取調べにより自白が得られたという弁護人の主張について判断するための証拠として用いられている。そして、自白の信用性を認めた上記No.2, 3, 5の判決は、DVDの内容から、違法・不当な取調べがなされたとする弁護人の主張を排斥しているものであり、DVDは、この種の実質的に任意性を争う主張がなされた場合に、その点を立証するために有用な証拠となり得るものと認められる。

## 第6 録音・録画の実施上の問題点

### 1 録音・録画を実施しなかった事件

(1) 取調べの真相解明機能が害されるおそれがあることなどから実施しなかった事件

本格試行において、「組織犯罪等、録音・録画を行うことにより取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障が生じるおそれ等がある場合」(別紙1「本格試行指針」第3・2(1)参照)に該当するため、録音・録画を実施しなかった事件が28件あった(前記第2・2参照)。

その事例としては、例えば、

- ① 暴力団員らによる薬物密輸事件において、被疑者は、大部屋の取調室においても、自己が供述したことが周辺の者に知られることを気にして小声で供述するなどしていたところ、録音・録画を実施すれば、組織からの報復をおそれ、その後の供述を一切拒み、あるいは少なくとも共犯者や組織的背景に関する供述を拒むなど、事案の全容の解明に必要な供述が得られなくなるおそれがあった
- ② 暴力団の組長の関与があったと思われる組織的強盗事件において、被疑者は、自己の関与は認めるものの組長の関与についてはあいまいな供述をしていたところ、録音・録画を実施すれば、その後の取調べにおいて、組長の関与については一切供述しなくなったり、少なくとも犯行の組織的背景等に関する供述を後退させるおそれがあった
- ③ 対立する暴力団との抗争事件において、被疑者は、対立組織の者に顔を知られると報復されるおそれがあると心配しており、録音・録画を実施しようとするれば、組織的背景の解明に必要な供述が得られなくなるおそれがあった
- ④ 暴力団組織の対立抗争で物証の少ない共犯事件において、被疑者は、自己の

関与した犯行部分だけを供述しているところ、録音・録画を実施すれば、自己の関与部分について供述を後退させるとともに、その後の共犯者の公判廷における証人尋問等で協力を確保すること及び被疑者の周辺にいる事件関係者から裏付けを取ることが困難になるおそれがあった

- ⑤ 外国人組織による組織的薬物密売事件において、被疑者は、組織の首謀者や構成員等について供述していたが、海外に居住する家族に対する組織からの報復のおそれについて具体的に話しており、録音・録画を実施すれば、それ以上の組織的背景に関する供述が得られなくなるとともに、当該組織の関係者等からも供述が得られなくなり、その後の密売組織に関する突き上げ捜査が困難になるおそれがあった
- ⑥ 多数の共犯者が関与しながらその一部だけが逮捕されている組織的暴力事件において、被疑者は、他の共犯者の関与状況の一部を供述したが、組織的背景について質問すると、「組織からの無言の圧力を感じている。」などと述べて恐怖感を抱いていることが看取され、録音・録画を実施すれば、その後の供述を拒み、少なくとも後退させ、事案の全容の解明が困難になるおそれがあるとともに、他の事件関係者等に対する取調べ等についても協力を拒まれるおそれがあった

ものなどがあった。

(2) 録音・録画の実施に障害があるため実施しなかった事件

本格試行において、検察官が、「外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合」（別紙1「本格試行指針」第3・2(2)参照）に該当するため、録音・録画を実施しなかった件数は38件であった（前記第2・2参照）。そのように判断した理由は、

① 外国人事件で通訳人の協力が得られなかった（14件）

例えば、「外国人のための日常的な翻訳の仕事もしており、被疑者と顔を会わせる可能性もあり、恨まれたくない。」「少数言語の通訳人であり、日程確保が困難。」などというもの

② 被疑者の健康状態や精神状態が不安定で実施することが困難と判断された（11件）

例えば、「検察庁への押送中に被疑者が緊張の余り過呼吸の症状を起こし、医師の診察を受けた経緯があったところ、見慣れない録音・録画機材のある部屋で録音・録画をする旨告げた場合、同様の症状を起こすおそれがあったため、過度に緊張させることは危険である旨の医師の意見も参考にして、録音・録画の実施を見合わせた。」などというもの

③ 録音・録画を行う時間的余裕がなかった（7件）

例えば、「勾留満期の直前まで否認し、勾留満期当日まで取調べを行う必要があったので、録音・録画する時間を確保できなかった。」「弁護人の準抗告により勾留が取り消されたため、録音・録画の実施前に釈放された。」などというものの

④ 録音・録画機器の不足等のため実施できなかった（6件）

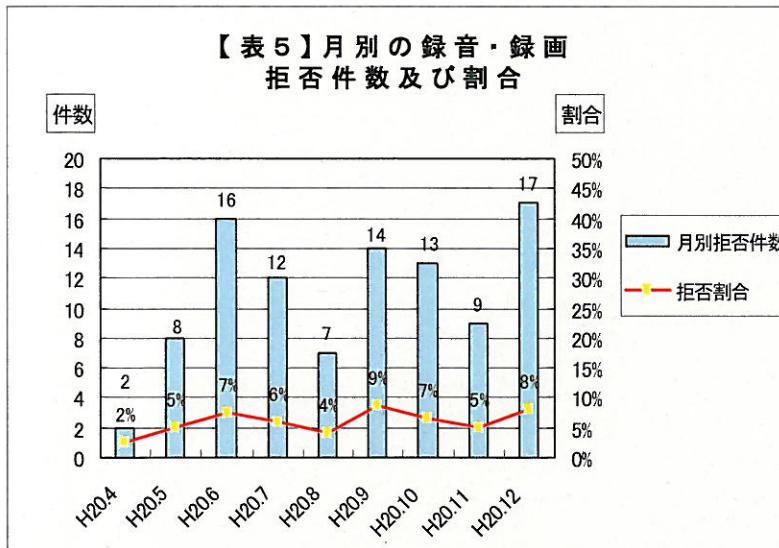
例えば、「録音・録画装置の不具合の修理に時間を要したために録音・録画を実施できなかった。」「録音・録画を行うべき複数の事件があり、録音・録画装置を確保することができなかった。」などというものに分類することができた。

2 被疑者が録音・録画を拒否したため実施しなかった事件

(1) 拒否の件数及び割合

被疑者が録音・録画を拒否したために、これを実施しなかった件数は、旧試行では4件（録音・録画実施件数は388件）であり、拒否割合は1%であった。これに対し、本格試行では、拒否件数、拒否割合とも大幅に増加し、同年12月末までに拒否件数は98件（録音・録画実施件数は1,512件）、拒否割合は6%となった【注1】【注2】。

これを月別の拒否の件数及び割合の推移で見ると、本格試行直後の同年4月を除くと、拒否件数が7件ないし17件、拒否割合は約4%ないし約9%の間で推移していることが確認され（表5）、録音・録画を拒否する事例が一定程度の割合で常に存在することが明らかとなった。



【注1】拒否割合は、「拒否件数 ÷ (実施件数 + 拒否件数)」をいう。

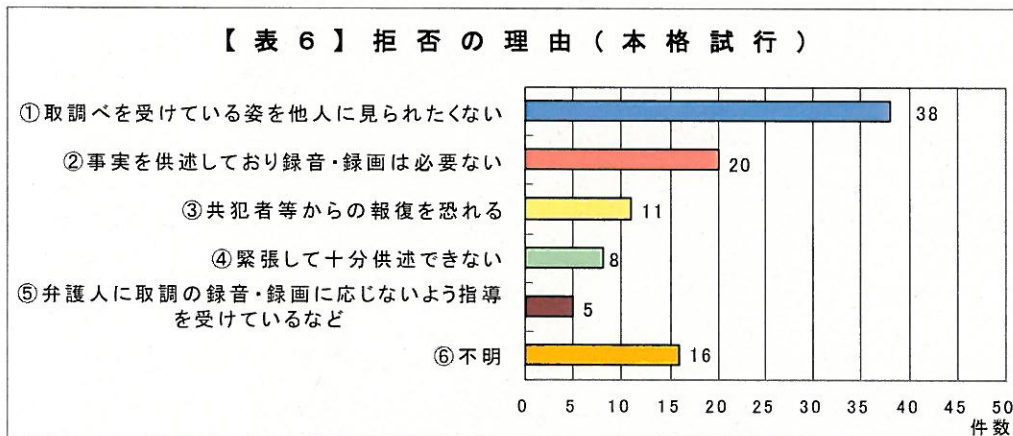
【注2】拒否割合が増加したのは、旧試行では、録音・録画を拒否するおそれが少ないと見込まれる被疑者について実施していたのに対し、本格試行では、原則としてすべての裁判員裁判対象事件を実施の対象としたためであると思われる。

(2) 拒否の理由

本格試行において、被疑者が録音・録画を拒否した理由は、

- ① 取調べを受けている姿を他人に見られたくない（38件，39%）
- ② 事実を供述しており録音・録画は必要ない（20件，20%）

- ③ 共犯者等からの報復を恐れる（11件，11％）
  - ④ 緊張して十分供述できない（8件，8％）
  - ⑤ 弁護人に録音・録画に応じないよう指導を受けている。弁護人の了承がなければ応じられない（5件，5％）
  - ⑥ 不明（16件，16％）
- に分類することができた（表6）。



### (3) 拒否理由の分析

拒否理由①の中には、㊦自己の姿を妻子，知人や第三者に見られたくない（例えば、「別れた妻子に惨めな姿を見られたくない。」、「裁判官や検事に見られるのはいいが，ほかの人に見られるのは嫌だ。」、「取調べを受けている姿を第三者にさらしたくない。」），㊧DVDが残ることが嫌だ（例えば、「自分の映像を残してほしくない。」、「取調べを受けて家族の話などをしている姿や声が残ることに耐えられない。」、「リアルで生々しい映像が後世まで残るのは恥ずかしい。」），㊨録音・録画データが流出しない保証がない（例えば、「映像が流出して第三者に見られる不安がある。」）などの3類型があり，録音・録画した映像が法廷等で見られること，録音・録画したDVDが記録として残されること，DVDが流出する危険があることなどに対する強い拒否反応を示しており，いずれも積極的に理由を述べて録音・録画を拒絶している。

拒否理由②の中には、「正直に話しており，供述を変えることはないので，録音・録画を行う必要性がない。」として拒否するものと，「正直に話したのに，録音・録画するのは信用されていないようで不満だ。」として拒絶の意志を明確に示すもの（例えば，「後で供述を変えているのではありませんか。信用していないのですか。」，「正直に話しているのに信用されていないみたいじゃないですか。」，「最近やってるやつですね。テレビで見ました。録音・録画は必要ない。どのように利用されるかもわからないし。」）などというものがあつた。

拒否理由③は，取調べにおいて，事件を自白（不利益陳述を含む）し，その旨

の供述調書の作成にも応じたが、共犯者や暴力団等の事件関係者等から報復等を受けることに対する不安を理由に拒絶した類型であり（例えば、「自白したことを関係者が知れば、自分や家族に報復がある。顔を覚えられればなおさら心配。」「取調べで特定の暴力団組織の名前を供述しており、将来、今の町に住めなくなるおそれがある。」）、実質的には、前記組織犯罪等を理由として実施しない事件と極めて近似し、本格試行指針に従えば、録音・録画を実施しないという選択も考えられたものである。

拒否理由④は、拒否理由①のように積極的に理由を明らかにして強く録音・録画を拒否したものではないが、例えば、「録音・録画されると緊張して何も言えないし、恥ずかしい。」「精神的に負担で思ったことが言えなくなる。」「あがり症であり、言いたいことが言えなくなる。」「録画されるのが怖い。落ち着いて調書の確認もできなくなる。」というように、取調べにおいて十分な供述ができなくなる心理的不安等を内容とするものである。

拒否理由⑤は、例えば、「取調べのすべてを録音・録画するのでなければ意味がない。」「弁護士と何ら相談ができていないので応じられない。」などと供述した類型であり、被疑者が弁護士と話し合った上で拒絶した類型と認められる。

拒否理由⑥は、拒否の理由を必ずしも明確にしないものであるが、例えば、「映りたくない。絶対嫌だ。」「実験台になるのは嫌だ。」などと言って、強い拒否の意思を示すものが多かった。

#### (4) 拒否の数量的分析

本格試行において、録音・録画が実施された事件と被疑者がこれを拒否した事件について、罪名別に、その拒否件数及び拒否割合を検討すると、①覚せい剤取締法違反等の6件（12%）、②殺人等の34件（8%）、③傷害致死の7件（7%）、④通貨偽造等の3件（7%）が比較的高い割合となった。

また、共犯事件か単独事件であるのかについては、録音・録画が実施された事件における共犯事件の割合が28%（418件）であるのに対し、被疑者が録音・録画自体を拒否した事件における共犯事件の割合は36%（35件）と高くなっている。

### 3 録音・録画を実施した事件における供述内容の変化

#### (1) 供述内容が変化した件数及び割合

被疑者が、録音・録画自体は拒否しなかったものの、録音・録画時に供述内容が変化した件数及び割合をみると、本格試行に係る録音・録画の実施件数1,512件中、86件（6%）であった（前回の検証では、1,701件中12件（7%））。

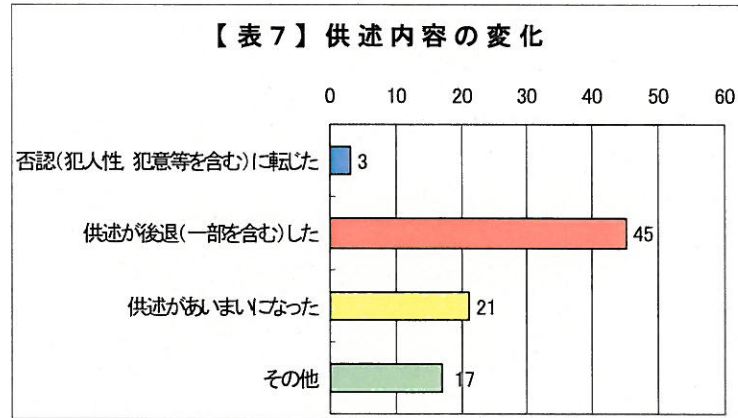
#### (2) 供述内容の変化の内訳

供述内容が変化すると評価される86件について、変化の内容を調査したところ、

- ① 否認（犯人性，犯意等を含む。）に転じた（3件）
- ② 供述が後退（一部を含む。）した（45件）
- ③ 供述があいまいになった（21件）
- ④ その他（17件）

であった（表7）【注】。

内容変化①は「否認（犯人性，犯意等を含む。）に転じた」事例であり，「被害者2名に対する殺人未遂事件で，録音・録画実施前までは2名に対する殺意を認めていたが，録音・録画において，うち1名について殺意はなか



ったと否認したもの。」，「客観的証拠から共犯者が存在しないことが明らかな現住建造物等放火事件において，被疑者の単独犯行である旨を供述していたが，録音・録画において，共犯者がいる旨の新たな供述を始めたもの。」，「強盗致傷の共犯事件で，事前共謀の存在，暴行事実，財物奪取をいずれも認めていたが，録音・録画において，酒に酔っていてよく覚えていないとして，共謀，暴行，財物奪取のすべてを否認したもの。」である。

内容変化②の「供述が後退（一部を含む。）した」事例は，録音・録画の前後で，例えば，「殺人事件で確定的殺意の存在を供述していたが，未必的殺意に変化したもの。」，「傷害致死事件における暴行態様について，回数・程度等が変化したもの。」，「強盗致傷事件において，凶器を準備した計画的犯行と供述していたが，被害女性を見かけてその気になったに変化したもの。」，「現住建造物等放火事件でそれまでしていなかった中止未遂の供述を始めたもの。」などがある。

内容変化③の「供述があいまいになった」事例は，例えば，「共犯の強盗致傷事件で，事前共謀の内容や犯行場所における脅迫文言等を具体的に供述していたが，録音・録画においては，誰が言ったか分からない旨のあいまいなものになったもの。」，「共犯の傷害致死事件において，共犯者が加勢してくれると思っていたか否かの認識が確定的なものから未必的なものに変化してあいまいになったもの。」である。

内容変化④の「その他」の事例としては，「より饒舌に反省の弁を述べた。」という積極的に自己に有利な内容を供述したもの，「当初嘘をついていたことなどを積極的に供述した。」など任意性立証に資する供述をしたもの，任意性に関する新たな供述を始めたものなどである。



なお、録音・録画時に被疑者の供述態度に変化があったとする事件の件数及び割合についても調査したところ、前回検証では29件（17％）であったが、本格試行では299件（20％）になった。その内容（複数回答あり）は、「緊張していた」とするもの225件、「口が重くなった」とするもの56件、「カメラを意識していた」とするもの54件、「言葉を選んで話すようになった」とするもの53件、「言葉遣いが変わった」とするもの23件、「その他」5件であった。

【注】「供述が後退した」とは、他の証拠との整合性や被疑者供述の信用性等から、検察官が、録音・録画における供述の内容は、録音・録画実施前の被疑者の供述に比較して信用できないと判断したものである。

なお、「否認に転じた」、「供述が後退した」及び「供述があいまいになった」との回答があった69件のうち、地方裁判所の判決の宣告があったものは26件あるところ、そのうち19件では、録音・録画実施前の被疑者供述の信用性は争われなかった。その余の7件では、録音・録画実施前の被疑者供述の信用性が争われたが、判決においてその供述に沿った認定がなされている。

#### 4 録音・録画の取調べの真相解明機能に及ぼす影響

上記2、3のとおり、録音・録画を拒否した事例が6％にのぼり、また、録音・録画時に供述内容が変化した事例が6％あり、その大半は供述内容が後退し、又は否認に転じたものであるところ、20％の事例で、カメラの前で緊張したり、口が重くなるなどの態度の変化が見られたことを考え合わせると、自己の取調状況が録音・録画の形で第三者に視聴されることに抵抗感を抱き、供述内容等にも影響があり得る者が相当程度存在するものと考えられ、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明確となった。したがって、録音・録画の実施方法については十分な慎重さを要するものと考えられる。

#### 第7 裁判員裁判の下における録音・録画の在り方

以上のとおり、DVDは、自白の任意性等に関する審理の迅速化に資すると考えられる上、立証上の有用性を認めた裁判例が蓄積されており、最高検察庁における見分でも、DVDの内容は、そうした裁判例における評価を裏付けるものであると認められたところであって、これまで検察庁において試行されてきた録音・録画は、自白の任意性等を刑事裁判になじみの薄い裁判員にも分かりやすく、かつ効果的・効率的に立証するために有用であることが明らかとなった。他方において、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明確となり、録音・録画の実施方法については、真相解明の観点から十分な慎重さを要するものであることを再認識した。

したがって、検察官は、裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証を遂げ立証責任を果たすため、裁判員裁判対象事件に関し、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で、

検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を行うこととすべきである。その具体的な方法等については、基本的に本格試行におけるのと同様とするのが相当であるが、裁判員裁判の実施後も、裁判員にとって分かりやすく、効果的、効率的な立証となっているかを検証しつつ、必要な改良を加えていくものとする【注】。

【注】取調べの録音・録画の概要（別紙6）参照。

## 取調べの録音・録画の本格試行指針

## 第 1 録音・録画試行の趣旨

裁判員裁判において、検察官が、被告人の自白の任意性について、刑事裁判になじみの薄い裁判員にも分かりやすく、迅速かつ的確な立証を遂げるための具体的な方策の検討の一環として、裁判員裁判対象事件に関し、立証責任を有する検察官の判断と責任において、自白調書による立証を行う事件における任意性の効果的・効率的な立証の必要性を考慮し、取調べの録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合や、同録音・録画の実施に障害がある場合を除いて、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を行うことを試行する。

## 第 2 試行期間

平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月末まで

## 第 3 対象とする事件の範囲

1 下記の例外事由に該当する場合を除き、裁判員裁判対象事件であって、自白調書（一部自白や不利益事実の承認を内容とするものを含み、供述書を含むものとする。）を証拠調請求することが見込まれる事件において実施するものとする。ただし、被疑者が録音・録画を拒否した場合は実施しないものとする。

## 2 例外事由

- (1) 組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合
- (2) 外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合

## 第 4 録音・録画の対象とする取調べの内容と実施時期

## 1 内容

検察官が行う取調べのうち、被疑者が自白（不利益事実の承認を含むものとする。）した後に行う取調べであって、自白調書の任意性の立証を目的とする取調べ、例えば、既に作成された自白調書に関し、自白の動機・経過、取調べの状況、自白調書の作成過程、その内容等について検察官が質問し、被疑者が応答する場面、あるいは、被疑者が新たに作成される自白調書の内容を確認して署名する場面とその直後における上記の質問と応答の場面等を録音・録画することとする。

## 2 録音・録画の実施時期

原則として、当該事件で被疑者が勾留中の取調べについて録音・録画を実施するものとする。

刑事処分相当の少年事件については、原則として、当該事件を家裁に送致する前に

おける取調べについて録音・録画を実施するものとする。

#### 第5 録音・録画の実施手順及びその際の留意事項

- 1 録音・録画の実施に当たっては、必要に応じ、上級庁と協議を行うものとする。
- 2 録音・録画を同時に実施することとし、音声のみの記録は原則として行わない。
- 3 録音・録画を開始する前に、被疑者に対し、録音・録画を実施することを告知するものとする。被疑者が録音・録画を拒否した場合には、前記第3、1のとおり、実施しない。
- 4 録音・録画の開始時及び終了時に、検察官において録音・録画を開始すること及び終了することをそれぞれ告げる場面を録音・録画するものとする。
- 5 録音・録画に係る取調べにおいては、任意性に関する事項について、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了するようなことのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて取調べの状況や自白調書の作成過程等について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとする。
- 6 録音・録画を実施した検察官は、当該録音・録画の終了後、速やかに、別添「録音・録画状況等報告書」を作成するとともに、「取調べ状況等報告書」の「その他参考欄」に、録音・録画を実施した旨記載するものとする。

#### 第6 録音・録画した記録媒体（DVD）の取扱い

- 1 録音・録画した記録媒体（DVD）は、一切編集することなく「録音・録画状況等報告書」に添付して一件捜査記録に編綴するとともに、バックアップのための複写DVDを作成して保管するものとする。
- 2 「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付された記録媒体は、これを一体のものとして、刑事訴訟法第316条の15第1項第7号が規定する「被告人の供述録取書等」に該当するものとして取り扱い、法に基づいて開示する。

#### 第7 録音・録画した記録媒体（DVD）の公判における使用

- 1 録音・録画した記録媒体（DVD）は、違法・不当な取調べがなされたという趣旨の被告人・弁護人による自白の任意性等に関する主張に対して検察官が行う立証のための証拠として用いるものとする。
- 2 証拠調請求に当たっては、録音・録画状況等報告書及びこれに添付された記録媒体を一体のものとして、「被告人の捜査段階における自白が任意になされたこと」などを立証趣旨として、甲号証として請求することとする。

自白の任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における審理状況

No.	裁判所	罪名	DVD以外の任意性立証の証拠	任意性に関する裁判所の判断	立証時間(分)	検察官請求証人数(人)
1	東京地裁	殺人等	取調警察官の証人尋問, 取調状況報告書等	任意性あり	155	1
2	東京地裁	強盗殺人等	取調警察官の証人尋問, 取調状況等報告書	任意性あり	250	1
3	大阪地裁	殺人未遂	供述経過を立証趣旨とする被告人調書	任意性なし	60	0
4	宮崎地裁 延岡支部	殺人等	取調警察官の証人尋問, 接見状況一覧表など	任意性あり	90	1
5	大阪地裁	現住建造物等放火	取調警察官の証人尋問, 接見状況等一覧表など	任意性あり	245	2
6	大阪地裁	強盗殺人等	接見状況等一覧表, 犯行再現実況見分調書	任意性あり	36	0
7	名古屋地裁	殺人未遂	一部訂正申し立てが記載されている被告人調書	任意性あり	16	0
8	名古屋地裁一宮支部	殺人未遂	なし	任意性あり	15	0
9	仙台地裁	強盗致傷	なし	任意性あり	10	0
10	名古屋地裁	強盗殺人未遂	被告人から取調警察官に出した起訴後の手紙	任意性あり	27	0
11	名古屋地裁	殺人未遂等	弁解録取書, 取調べ状況報告書	任意性あり	30	0
12	神戸地裁	殺人未遂	供述経過を立証趣旨とする警察官調書	任意性あり	48	0
13	大阪地裁	現住建造物等放火等	なし	任意性あり	30	0
14	大阪地裁	強盗致傷	なし	任意性あり	10	0
15	那覇地裁	現住建造物等放火等	なし	採否未了	32	0
16	大阪地裁	強制わいせつ致傷	なし	任意性あり	19	0
証人尋問を実施した事件(No.1, 2, 4, 5)の平均時間(分)					185	5人/16件中
証人尋問を実施しなかった事件(No.3, 6~16)の平均時間(分)					28	

※ No.3, 6~16は, 任意性立証に当たり, 検察官が証人尋問の請求をしなかった事例

※ 各事例における任意性の判断内容については, 別紙3参照。

## 任意性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断

No.	裁判所	罪名	任意性を争う根拠として 弁護人が主張した事実	裁判所の判断
1	東京高裁 (別紙2, 番号1の控訴審)	殺人等	警察官及び検察官から、利益誘導を受けるなどし、検察官の取調べで自白した後、警察官による強い威迫により自白を維持したのであり、被告人の自白は精神的圧迫によるものである。また、DVDは、被告人が自白してから1か月以上も経過した時期に行われた取調べについてのものであるところ、被告人は、完全に捜査機関に屈服した状況下において、それまでに作成された供述調書と同様の供述を繰り返させたものにすぎず、録画時間も10分程度にすぎないなどから、証拠価値を認めるべきでなく、むしろ、重要な場面が録画されていないという事実自体が、自白の任意性に疑問を生じさせる。	任意性あり。 「DVDに録音・録画された供述内容は、否認から自白に転じた理由やその際の心情等について、簡潔ではあるが、何ら誘導されることなく自らの言葉で供述しているものであることなどにかんがみれば、DVDに録音・録画された供述状況は、その前後に録取された当該検察官調書における自白の任意性を認めるべき証拠に当たるといべきである。」
2	東京地裁	強盗殺人等	被告人は警察官に対して精神的に依存するようになっていた状況下で、理詰めの執拗な取調べを受けて、虚偽の自白をしたものであり、検察官もその影響を遮断する措置を取っていない。	任意性あり。
3	大阪地裁	殺人未遂	高齢のため目と耳が悪く、漢字を読解することもできず、言葉に対する理解力も極めて低いのに、検察官が自ら描いた物語に沿って被告人を誘導し、被告人が十分理解しないままうなずいたり、肯認したことをもって、被告人が供述したものとみなしたに過ぎず、任意性に疑いがある。	任意性なし。 「検察官調書の内容を確認するDVDには、検察官が、明確に殺意を否認しようとする被告人の供述を無視して、被告人の供述の一部を織り込んで、殺意があったように誘導している場面が映っており、被告人が自己の言い分が採用されたと誤解した可能性は否定できない。このDVDを前提にすると、検察官が、検察官調書の作成段階において、被告人が調書の読み聞かせ等によっても内容を正しく理解できず、迎合的であることを理解しながら、十分な配慮もしないまま、被告人の弁解を無視して誘導、誤導、押しつける取調べ方法は、任意性に疑いを生じさせる。」
4	宮崎地裁 延岡支部	殺人等	警察官から供述を強要され、その影響下で検察官の取調べも行われたので、任意性がない。また、DVDは、検察官の取調べの一部が録画されたものにすぎず、このような証拠が取調べられると、かえって印象の拡大、肥大化を招き、事実認定がゆがめられる危険性が典型的に高く、法律的関連性を有しない、伝聞証拠であり伝聞例外の要件を満たさない。	任意性あり。 「DVDは自白の任意性を立証するための一資料として証拠請求されたものであり、これのみで任意性についての判断をするわけではなく、警察段階を含む一連の取調べの状況がすべて録画されていないからといって、直ちに自白の任意性の判断に不当な影響を与えるものであるということとはできない。また、DVDは被告人の自白の任意性を立証趣旨とするものであり、伝聞例外の要件を満たさなくても、直ちに証拠能力を欠くことにはならない。」、「T警部補の証言及び録音・録画状況等報告書によれば、弁護人及び被告人が指摘するような自白の任意性を疑わせる事情はなく、被告人は、虚偽を述べてもそのことがすぐに判明するであろうとの思いや、反省悔悟の念から、取調べを受け始めて間もなく自白し、その後の検察官の取調べにおいても自白を維持したものであり、被告人の捜査段階における自白は任意になされたものであると認められる。」
5	大阪地裁	現住建造物等放火	警察官から、威嚇や欺罔、さらには利益誘導を受けた結果自白したものである。警察官から、「検事の質問には、はいはい答えるんやぞ」といわれており、検察官の取調べにおける自白も、警察捜査の違法性を承継しており、任意性がない。	任意性あり。
6	大阪地裁	強盗殺人等	取調警察官に精神的に依存し、理詰めの質問に迎合して供述したのに、その影響を遮断しないまま検察官の取調べが行われた。	任意性あり。

No.	裁判所	罪名	任意性を争う根拠として 弁護人が主張した事実	裁判所の判断
7	名古屋地裁	殺人未遂	検察官調書は、被告人が警察官からの脅しを受け、その影響下の検察官の取調べにおいて作成されたものであるから任意性がない。	任意性あり。 「被告人は、公判において、他方で『検察官の取調べの際は、話やすかった。また、検察官の取調べの際には、殺意の点について、警察官の取調べの際とは異なる、より自分の意思に沿った調書が作成された。検察官に本当のことを話せば、そのことを警察に連絡されると考えた具体的な根拠はない。』などとも述べているのであって、このような被告人の公判供述の内容やDVD等をも併せれば、任意性は優に認められる。」
8	名古屋地裁 一宮支部	殺人未遂	警察官及び検察官が、いずれも被告人が供述していないことを供述調書に録取したので任意性がない。	任意性あり。
9	仙台地裁	強盗致傷	警察官及び検察官は、被告人が供述していないことを録取し、被告人の主張事実を聞き入れず長時間の尋問等により、被告人をして自白調書に署名指印させたもので任意性がない。	任意性あり。
10	名古屋地裁	強盗殺人未遂	警察官から利益誘導や脅しを受けた影響下で検察官調書が作成されたものであるから任意性がない。	任意性あり。 「供述調書には、被告人が殺意を否認する供述がそのまま録取されており…中略…、DVD等を併せれば、任意性は優に認められるというべきである。」
11	名古屋地裁	殺人未遂等	うつ病等の被告人に対し、検察官が、勝手なストーリーを強引に誘導して供述させた。	任意性あり。 「取調べ済みの関係各証拠、被告人質問の結果及び本件各書証中の記載内容等に照らせば、弁護人のする主張する点を踏まえても任意性が否定されるような検察官の強度の誘導があったとは認められない。」
12	神戸地裁	殺人未遂	警察官の取調べが、殺人の取調べと理解せず、自暴自棄になっていたので調書に応じた。また、警察官から、調書の内容を変更すると検察官の信用を失うからやめておいた方がよいと説得されたことなどから、検察官の取調べにおいても、殺意を認めるかのように応じてしまったものであり、自白の任意性に疑いがある。	任意性あり。 「供述調書作成時の読み聞かせや署名押印の状況に照らしても、任意性に疑いを容れるような事情は窺われない。」
13	大阪地裁	現住建造物等放火等	警察官及び検察官から、犯行状況等について記憶がないと話していれば罪が重くなるなどと言われて、記憶がないのに、誘導されるままに調書に応じた。	任意性あり。
14	大阪地裁	強盗致傷	警察官から誘導されて供述したものであり、検察官の取調べの遮断措置もなかった。	任意性あり。
15	那覇地裁	現住建造物等放火等	検察官が理詰め尋問により供述させた。	採否未了
16	大阪地裁	強制わいせつ致傷	検察官が強引に誘導して供述させたり、供述していないことが録取されている。	任意性あり。

## 特信情況の判断のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断

番号	裁判所 (罪名)	裁判所の判断
1	東京地裁 (殺人等)	<p>「検察官に対し尋ねられていない事項についてもみずから進んで供述していること、検察官の発問に対して、しばしば相づちを打ち、時には大きく頷くなどの様子を見せ、また特に言い淀むことなく返答していること、自白するに至った心境について、訥訥と供述しているが、予め準備している様子は窺えないこと」などを指摘し、結論として、「これ(DVD)のみでも録画されている供述が任意になされたものであることは十分に感得できるのであって、有用であるといえることができる。」とし、他の証拠を併せ考慮して特信情況を認めた。</p>
2	高松地裁 (強盗殺人等)	<p>2号書面採用決定においては理由が示されていないが、判決において、「取調べ状況を録音録画したDVDによれば、捜査段階において真摯に供述していたことが推認される」とし、他の証拠と併せて、共犯者の捜査段階の供述の信用性が認められた。</p>
3	東京地裁 (強盗致傷)	<p>2号書面採用決定において、DVDには触れられていない。</p>



## 自白の信用性の立証のためDVDが取り調べられた事件における裁判所の判断

番号	裁判所 (罪名)	弁護人の主張 (上段は罪体に関する主張) (下段は取調べに関する主張)	裁判所の判断 (上段は罪体に関する判断等) (下段は調書の信用性に関する判断)
1	佐賀地裁 (強盗殺人等)	<p>被害者の言動に触発され、激高 のあまり、あるいは、口封じのた めに被害者を殺害したものであ り、債務免脱の手段として殺害し たものではなく、強盗殺人は成立 しない。</p> <p>強盗殺人の犯意を認める自白調 書は、警察官あるいは検察官か ら、理詰めあるいは誤導の尋問を 受けて作成されたものである。</p>	<p>被害者の態度に激高し、借入金のことを思 慮することなく、短絡的に殺害に及んだ可 能性がある。</p> <p>DVDに録取されている供述が、被告人の 真意に基づく自発的で積極的な供述であ るのか、それとも、取調べを担当した検察 官が暗に求めている供述を検察官に迎合 して行ったものかは、それ自体からでは定 かでない上、同DVDは、読み聞け・署名・ 押印部分及びその後の取調べ部分を合わ せた合計約25分程度の取調べ状況を明ら かにするのみであって、同DVDは被告人 の検察官に対する供述の信用性の裏付け になると見るのは困難である。</p>
2	横浜地裁 (殺人未遂)	<p>確定的殺意はなかった。</p> <p>殺意を認める警察官調書は、そ の内容を十分に確認せずに署名 等した。</p>	<p>凶器の形状、被害者の負傷状況、犯行態 様等から、確定的殺意を認定できる。</p> <p>DVDで読み聞かせの対象となった検察官 調書の内容を閲読する際、文章を指で追 いながら真剣に内容を確認する姿が映し 出されており、被告人の性格も考慮する と、警察官調書もその内容をよく確認して いるものと推認できる。</p>
3	高松地裁 (強盗殺人等)	<p>金品強取は共犯者の単独犯行で あり、強盗の共謀はない。</p> <p>共犯者との共謀を認める供述はし ていないし、調書の読み聞けも閲 読もなかった (DVD請求段階では任意性がな い旨の主張であったが、その後、 任意性は争わず信用性を争うと の主張に変更された。)</p>	<p>共犯者及び被告人の捜査段階の供述並 びに両名が被害者を殺害後、奪い取った 金銭を分配している事実から、共謀を認定 した。</p> <p>DVDよれば、捜査段階において真摯に供 述していたと推認できること、DVDには検 察官が調書を作成する際に、調書の内容 を被告人に見せながら読み聞けを行い、 訂正の有無を確認している様子が録画さ れており、証拠として採用した検察官調書 を作成した際にも同様の手続がなされた と推認できる。</p>

番号	裁判所 (罪名)	弁護人の主張 (上段は罪体に関する主張) (下段は取調べに関する主張)	裁判所の判断 (上段は罪体に関する判断等) (下段は調書の信用性に関する判断)
4	福岡地裁 (殺人未遂)	強い殺意なし。  殺意を認める調書とDVDに録画されている供述内容と齟齬があり、供述調書の記載に信用性はない。	凶器の形状や犯行態様等から確的殺意が認められる  (DVDについては判決書で触れられていない。)
5	さいたま地裁 (強盗殺人)	殺意なし。  納得して署名指印したわけではなく、訂正してほしい部分があったが、従前の取調べで受け付けてもらえなかったことからあきらめていた。	死体の損傷状況や死因に関する鑑定結果を主な証拠として、確定的殺意を肯定。  自白調書には、体験した者でなければ分からないような、詳細かつ具体的で迫真性に富む内容が録取されている。被告人が捜査段階において供述調書の内容をよく確認してから署名指印していたことは、DVDの内容から十分に推認できる。
6	鹿児島地裁 名瀬支部 (殺人未遂)	当初から殺意はなかった。  警察官及び検察官の長時間にわたる取調べにより被告人が捜査官に迎合して署名・指印した。	審理中

## 取調べの録音・録画の概要

### 第1 趣旨

裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証を遂げ立証責任を果たすため、裁判員裁判対象事件に関し、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を実施する。

### 第2 実施開始時期

平成21年4月1日。

### 第3 録音・録画の対象とする事件

自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる裁判員裁判対象事件。

ただし、

- (1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合
  - (2) 組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合
  - (3) 外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合
- を除く。

### 第4 録音・録画の対象とする場面

検察官において、上記第1記載の趣旨を踏まえ、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる場面を適切に選択する。

例えば、自白の動機・経過、取調べの状況、自白調書の作成過程、その内容についての質問・応答の場面、新たに作成される自白調書の内容の確認・署名の場面及びその直後における質問・応答の場面等が考えられる。

### 第5 録音・録画の実施手順

- 1 録音・録画を開始する前に、被疑者に対し、録音・録画を実施することを告知する。
- 2 録音・録画の開始時及び終了時に、検察官において録音・録画を開始すること及び終了することをそれぞれ告げ、その場面を録音・録画する。

- 3 録音・録画の際，任意性に関する事項について，被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにする。被疑者が供述を尽くしていないのに，一方的に取調べを終了するようなことはしない。取調べの最後に改めて取調べの状況や自白調書の作成過程等について自由に供述する機会を被疑者に与える。

## 第6 DVDの取扱い

- 1 DVDは，一切編集することなく保管する。
- 2 DVDは，刑事訴訟法第316条の15第1項第7号が規定する「被告人の供述録取書等」に該当するものとして取り扱い，法律に基づいて開示する。